

証券コード 9990
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株 主 各 位

東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社 サックスバー ホールディングス
代表取締役社長 木 山 剛 史

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第50期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sacs-bar.co.jp/ir/library/>

上記本社ホームページウェブサイトアクセスして「株主総会」を選択のうえ、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 開催場所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル3階 KFC Hall
(末尾会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第五十期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第五十期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

- 株主総会会場へのご来場は、ご自身の体調を踏まえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。
- また当日ご出席の株主様のマスク着用につきましては、株主様個人のご判断とさせていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変化が生ずる場合は、当社のウェブサイト (<https://www.sacs-bar.co.jp/>) においてお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社ソニーウェブの登録商標です。

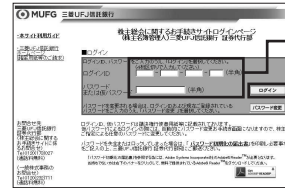
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

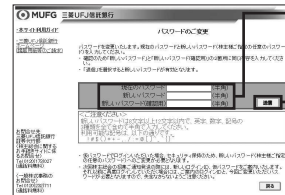
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワー
ド」を入力
「送信」を
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

<ご注意事項>

- ・インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00 ~ 21:00)

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、7月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の第7波、第8波が到来し、社会活動に少なからず影響が見られたものの、行動制限が行なわれることなく、社会・経済活動の正常化が徐々に進み、景気回復の傾向が次第に鮮明になってまいりました。一方、ウクライナ情勢に端を発した原材料及び資源価格の高騰や円安の進行による諸物価の上昇が急速に進み、景気の先行きは不透明なまま、推移しました。

流通業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の第7波、第8波のマイナス影響が見られ、さらに、物価上昇による消費マインドの低下も懸念されましたが、行動制限の解除による旅行や帰省、出張、外出、外食、各種イベント等の復活、水際対策の緩和による11月以降の訪日外国人の急増など、社会生活の正常化の進行に伴い、消費活動も次第に活発になり、コロナ禍以前の水準に近づいてまいりました。

このような状況下で、当期の連結業績につきましては、売上高は47,236百万円(前期比28.4%増)となり、大幅な増収となりました。これは、前期において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等により商業施設の臨時休業や営業時間の短縮、行動制限等の影響を強く受けて売上高が低調に推移したためであります。利益面では、売上高の大幅な増加とともに商品粗利益率の改善や諸経費の見直しによる削減、節減等に努め、営業利益は2,484百万円(前期は営業損失903百万円)、経常利益は2,666百万円(前期は経常損失776百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,291百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失888百万円)を計上することができました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

事業部門ごとの状況は、以下のとおりであります。以下の数値につきましては、事業部門内の取引消去後かつ事業部間の取引消去前のものを記載しております。

<小売事業等>

小売事業につきましては、「復活そして進化」をテーマに掲げて、さまざまな取組みを行なってまいりました。「収益力の回復」として、リアル店舗では個人消費が徐々に持ち直しつつも、売上高がコロナ禍以前の水準には戻らない前提の下で、PB(プライベートブランド)商品の開発に注力して売上を拡大するとともに、仕入条件改善に努めて、商品粗利益率の向上を図りました。さらに、諸経費の見直しによる削減、節減に努めるとともに、不採算店の退店、増床改装、同一施設内での複数店舗の集約化を推し進め、店舗収益の大幅な改善を図りました。また、ECは、PB、NPB(ナショナルプライベートブランド)商品の増強、自社サイトを中心に新カテゴリーや新しいキャラクターとのコラボ商品の導入等により売上伸長を図るとともに、ECモールサイトの広告宣伝費等の経費を抜本的に見直して収益の向上を図りました。

「OMO(Online Merges with Offline)施策の強化」としては、リアル店舗(offline)とネット(online)をシームレスに結合してお客様の利便性の向上を図りました。PB、NPB商品、キャラクターとのコラボ商品等の新作をアプリで発信するとともに、リアル店舗の店頭でも同一イメージでお客様に訴求する販促活動に注力してまいりました。

中でもPB商品の「カバン屋だから実現したコスパ最強のHIGI(秘技)シリーズ」や人気キャラクター「ちいかわ」、「ドラえもん」、「ムーミン」等と「SALON de RUBAN」、「kissora」、「ficce brave」等のPBとのコラボ商品はリアル店舗、ECともに大変な好評を博し、大きな集客効果を得ることができました。また、自社ECサイトでの購入商品をリアル店舗で受取りや決済ができるサービスを2023年3月から一部店舗を除くほぼ全店舗で開始しました。

「持続可能社会実現のための施策」としてはPB商品におけるリサイクル資材の活用、環境負荷の少ない商品の開発、各種NPO法人や社会福祉法人への売上の一部の寄付やバッグの提供、障がい者の働く施設からの材料調達等を行なってまいりました。仕入商品についても、取引先と協調してさまざまなサステナビリティに配慮した商品の導入・拡大に努めました。さらに、包装資材のエコ化と簡素化にも取り組みました。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への対応として、気候変動が鞆・雑貨類の小売事業に及ぼすリスクと機会の検討を行ないました。

店舗につきましては、2022年10月3日付でメンズバッグ、財布、雑貨等の小売販売を行なう株式会社ギアーズジャムの全株式を取得したことにより同社の21店舗が当社グループに加わりました。出店は、大型商業施設を中心に14店舗となり、地域別内訳は、北海道・東北地区1店舗、関東地区4店舗、中部地区3店舗、近畿地区1店舗、中国・四国地区1店舗、九州地区4店舗であります。ショッピングブランドでは、株式会社東京デリカが「SAC'S BAR」、「GRAN SAC'S」、「DOUX SAC'S」、「Sacs de Bijoux」、「Amatone Accessorio」を、株式会社ギアーズジャムが「GEAR's JAM」を出店いたしました。一方、不採算店の積極的な退店に加えて同一施設内での複数店舗の集約化を17施設で実施したため、退店は53店舗となり、当連結会計年度末の店舗数は605店舗となりました。

品種別の売上の状況は、トラベルバッグは旅行、出張、帰省等やインバウンド需要が大幅に増加したため、前期比172.0%増となりました。メンズバッグはリモートワークの減少等によりビジネス需要が回復して前期比33.8%増となりました。PB及びNPBは、商品開発に注力し、取扱いアイテムや展開店舗を増やしたため、前期比49.1%増と大きく伸長しました。カジュアルバッグは、PB商品の売上伸長の影響を受けて前期比9.0%増に止まりました。ハンドバッグは単価が下落し、前期比4.3%増と伸び悩みました。雑貨は、単価が上昇したものの、販売点数が減少し、前期比6.0%増に止まりました。財布は、販売点数、単価ともにほぼ前期並みとなり、前期比0.6%増となりました。インポートバッグは円安により仕入を抑制したため、前期比3.1%減となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より前期まで「ハンドバッグ」の一部及び「その他」に含まれておりました「PB及びNPB」を新たな品種として別集計することとし、それぞれの前期比については第1四半期連結会計期間における集計方法を基準として算出しております。

これらの結果、当事業部門の売上高は44,697百万円(前期比25.4%増)と大幅な増収となりました。

売上総利益率は、前期比1.2ポイント改善して49.5%となりました。これは、利益率の高いPB及びNPB商品、トラベルバッグの売上構成比が高まったことと、利益率の低いインポートバッグの売上構成比が低下したこと、さらに、各品種において利益率の改善が進んだこと等によるものであります。

なお、株式会社ギアーズジャムにつきましては、みなし取得日を2022年10月31日としているため、同社の2022年11月1日以降の損益計算書を連結しております。

<製造・卸売事業>

製造・卸売事業につきましては、前期と比較して、旅行や出張、帰省等が大幅に増加し、また、全国旅行支援の効果やインバウンド需要の回復もあり、主力のキャリーケースの売上が大きく伸長しました。

この結果、当事業部門の売上高は3,201百万円(前期比128.2%増)となりました。

品種別売上高

商 品 別		第49期 (2022年3月期)		第50期 (当連結会計年度)	
		金額 (百万円)	構 成 比(%)	金額 (百万円)	構 成 比(%)
商 品 販 売	ハ ン ド バ ッ グ	2,305	6.3	2,403	5.1
	カ ジ ュ アル バ ッ グ	1,928	5.2	2,102	4.4
	イ ン ポ ー ト バ ッ グ	3,210	8.7	3,111	6.6
	財 布 ・ 雑 貨	12,216	33.3	12,462	26.4
	メ ン ズ ・ ト ラ ベ ル バ ッ グ	12,510	34.0	17,797	37.7
	P B ・ N P B	4,464	12.1	9,194	19.5
	小 計	36,634	99.6	47,072	99.7
不 動 産 収 入	164	0.4	164	0.3	
合 計	36,798	100.0	47,236	100.0	

- (注) 1. 当期より、前期まで「ハンドバッグ」の一部及び「その他」に含まれておりました「PB及びNPB」を新たな品種として別集計することとし、それぞれの金額及び構成比については当期における集計方法を基準として記載しております。
 2. 連結子会社からの大型量販店等への卸売販売等は、メンズ・トラベルバッグ部門に計上しております。
 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金により賄いました。

② 設備投資

当連結会計年度における当社グループの新規開設店舗（計14店）は次のとおりであります。

地区別	店舗数	店舗名
北海道・東北	1	アマトーネアクセソリーオイオンモール苫小牧店
関東	4	サックスバーカメイドクロック店、サックスバー有楽町マルイ店、ドゥサックスイオン天王町ショッピングセンター店、グランサックスイオンモール与野店
中部	3	サックスバーイオンモール土岐店、サックスバーイオンモール豊川店、ギアーズジヤムイオンモール豊川店
近畿	1	サックスバーららぽーと堺店
中国・四国	1	サックスバーラクア緑井店
九州	4	サックドビジュースセンターラス天文館店、ドゥサックスゆめタウンあらお店、サックスバーららぽーと福岡店、クローグルームバイポーターららぽーと福岡店

これらの店舗の新設、既存店の改装およびその他の設備投資に伴う当連結会計年度の総投資額は1,316百万円であります。

(3) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)	第49期 (2022年3月期)	第50期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	52,523	34,836	36,798	47,236
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	1,668	△1,847	△888	1,291
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	57.05	△63.57	△30.56	44.44
総 資 産 (百万円)	40,108	37,505	38,115	39,142
純 資 産 (百万円)	29,240	26,514	25,098	25,918

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第47期においては、第3四半期連結会計期間以降、消費税増税後の反動、新型コロナウイルス感染症の感染症拡大の影響による売上高の減少を余儀なくされ、前期比5.8%の減収となりました。
3. 第48期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返し発生し、外出自粛が長期化し、個人消費は低調となり、売上高は大幅に減少しました。それに伴い、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失の計上を余儀なくされました。
4. 第49期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返し発生し、外出自粛が続き、個人消費は低調なまま推移し、売上高は小幅な増収に止まりました。それに伴い、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失の計上を余儀なくされました。
5. 第50期につきましては、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「商人魂(あきんどがましい)」をテーマに業績のさらなる向上を目指してまいります。アプリの有効活用やリアル店舗とECとの融合等の「OMO施策」、店舗の大型化や同一商業施設内の店舗の集約化、商品構成の見直し、ECとの連携等による「リアル店舗の有効活用、活性化」、PB・NPB商品の拡充による粗利益率の向上や「made in Japan」商品の取扱いの拡大等の「商品施策」、環境負荷の少ない商品の開発や仕入、リサイクル資材の活用、PB商品における社会貢献活動の拡充等の「持続可能社会実現のための施策」に取り組んでまいります。

また、アフターコロナを見据え、中長期の企業価値向上のために、2024年8月末の統合報告書の開示を目指し、プロジェクトチームを発足させて、ESGデータの整理、価値創造プロセスの特定、マテリアリティの特定等に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、2023年3月31日現在、当社及び連結子会社6社(株式会社東京デリカ、アイシン通商株式会社、ロジェールジャパン株式会社、株式会社カーニバルカンパニー、株式会社三香堂、株式会社ギアーズジャム)の計7社で構成されております。

当社は、当社グループの経営管理事業及び不動産管理事業を行なっております。

株式会社東京デリカの主たる事業内容は、鞆・袋物及び財布・雑貨類の小売販売であり、全国のショッピングセンター・駅ビル等の商業施設にさまざまなショップブランドで直営店舗をテナント出店しております。販売経路については、店頭販売が大半を占めますが、一部、インターネットによる小売販売、百貨店等に対する卸売販売があります。

アイシン通商株式会社の主たる事業内容は、メンズバッグ・トラベルバッグの企画・製造であります。

ロジェールジャパン株式会社の主たる事業内容は、アイシン通商株式会社から仕入れた商品の卸売販売であり、株式会社東京デリカ、株式会社三香堂、及び大型量販店等に卸売販売を行なっております。

株式会社カーニバルカンパニーの主たる事業内容は、アクセサリー・雑貨の小売販売であり、ショッピングセンター・駅ビル等の商業施設に直営店舗をテナント出店しております。

株式会社三香堂の主たる事業内容は、帆布製バッグ・小物の企画・製造・販売であり、直営店舗での小売販売や、株式会社東京デリカ等への卸売販売を行なっております。

株式会社ギアーズジャムの主たる事業内容は、メンズバッグ、財布、雑貨等の小売販売であり、全国のショッピングセンターに直営店舗をテナント出店しております。

なお、当社グループは単一セグメントであります。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

① 本社および当社グループの営業所

- a. 本社 東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号
- b. 子会社の営業店 605店

地区別	店舗数	都道府県別店舗数
北海道・東北	55店	北海道19店、青森県7店、岩手県6店、宮城県14店、山形県3店、福島県6店
関東	210店	茨城県15店、栃木県6店、群馬県9店、埼玉県50店、千葉県23店、東京都61店、神奈川県46店
中部	84店	山梨県6店、長野県12店、新潟県9店、富山県2店、石川県5店、岐阜県9店、静岡県16店、愛知県25店
近畿	84店	三重県5店、京都府9店、大阪府37店、兵庫県19店、奈良県7店、和歌山県4店、滋賀県3店
中国・四国	74店	鳥取県2店、島根県6店、岡山県8店、広島16店、山口県12店、徳島県5店、香川県10店、愛媛県9店、高知県6店
九州	98店	福岡県30店、佐賀県5店、長崎県8店、熊本県15店、大分県10店、宮崎県6店、鹿児島県9店、沖縄県15店

c. 子会社

株式会社東京デリカ	(本社所在地 東京都葛飾区)
アイシン通商株式会社	(本社所在地 東京都千代田区)
ロジェールジャパン株式会社	(本社所在地 東京都千代田区)
株式会社カーニバルカンパニー	(本社所在地 東京都渋谷区)
株式会社三香堂	(本社所在地 東京都台東区)
株式会社ギアーズジャム	(本社所在地 東京都葛飾区)

② 使用人の状況

a. 企業集団の使用人の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
572	17

(注) 上記従業員数には、パートタイマー1,630名(1日8時間換算による期中平均雇用人員)は含まれておりません。

b. 当社の使用人の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	241名	△9名	42.5歳	15.2年
女性	219	6	44.8	10.8
合計又は平均	460	△3	43.6	13.1

(注) 1. 上記従業員数には、パートタイマー1,574名(1日8時間換算による期中平均雇用人員)は含まれておりません。

2. 上記従業員数には、子会社へ向向している従業員数を含んでおります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社東京デリカ	10百万円	100%	鞆・袋物及び財布・雑貨類の小売販売
アイシン通商株式会社	40百万円	100%	メンズバッグ・トラベルバッグの企画・製造
ロジェールジャパン株式会社	40百万円	100%	メンズバッグ・トラベルバッグの卸売
株式会社カーニバルカンパニー	10百万円	100%	アクセサリー・雑貨の小売販売
株式会社三香堂	3百万円	100%	帆布製バッグ・小物の企画・製造・販売
株式会社ギアーズジャム	6百万円	100%	メンズバッグ・財布・雑貨等の小売販売

(注) 2022年10月3日付で株式会社ギアーズジャムの株式を取得し子会社化したため連結の範囲に含めております。

なお、みなし取得日を2022年10月31日としているため、同社の2022年11月1日以降の損益計算書を連結しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,200百万円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 31,200,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 29,056,386株
(自己株式803,514株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 11,151名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
ディーアンドケー株式会社	5,733,733 株	19.7 %
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,397,400	11.7
株式会社エムケー興産	2,005,067	6.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,215,600	4.2
株式会社三井住友銀行	1,047,000	3.6
当社取引先持株会	927,400	3.2
木山茂年	761,200	2.6
木山昭栄	741,700	2.6
当社従業員持株会	711,906	2.5
木山剛史	550,800	1.9

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. ディーアンドケー株式会社は、当社代表取締役木山剛史の資産管理会社であります。
3. 株式会社エムケー興産は、当社代表取締役木山剛史及び同代表取締役木山茂年の資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長	木 山 茂 年	株式会社東京デリカ 代表取締役会長 株式会社カーニバルカンパニー 監査役
代表取締役社長	木 山 剛 史	株式会社東京デリカ 代表取締役社長 アイシン通商株式会社 取締役 ロジェールジャパン株式会社 取締役 株式会社カーニバルカンパニー 取締役 株式会社三香堂 代表取締役 株式会社ギアーズジャム 代表取締役
常 務 取 締 役	山 田 陽	管理部長 株式会社東京デリカ 取締役 株式会社カーニバルカンパニー 代表取締役 アイシン通商株式会社 取締役 ロジェールジャパン株式会社 取締役 株式会社三香堂 監査役 株式会社ギアーズジャム 取締役
取 締 役	田 村 純 男	総務部長 株式会社東京デリカ 取締役
取 締 役	小 島 康 弘	株式会社東京デリカ 取締役東日本統括部長兼商品部統括部長
取 締 役	田 代 博 泰	株式会社東京デリカ 取締役西日本統括部長兼第5販売部長
取 締 役	丸 山 文 夫	丸山文夫税理士事務所所長
取 締 役	苅 部 世 津 子	セツプランニング主宰
取 締 役	水 野 純	株式会社パスポートライフ 代表取締役
監 査 役(常勤)	嶋 村 毅	株式会社東京デリカ 監査役 アイシン通商株式会社 監査役 ロジェールジャパン株式会社 監査役
監 査 役	大 岡 秀 次 郎	
監 査 役	遠 藤 恭 彦	平田機工株式会社 監査役 エステールホールディングス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役丸山文夫氏(独立役員)、苅部世津子氏(独立役員)および水野純氏(独立役員)は社外取締役であります。
2. 監査役大岡秀次郎氏(独立役員)および遠藤恭彦氏(独立役員)は社外監査役であります。
3. 取締役丸山文夫氏は税理士の資格を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員とのあいだで、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規程する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して重大な責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行なった行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。なお、当該方針の決定については、社外取締役を含む取締役会の決議により決定しております。

（ア）個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬については、役職別並びに取締役の等級・号別に定める額を基に決定しております。

取締役の退職慰労金については、「役員退職慰労金規程」の基準に従い、在任期間等考慮した相当額の範囲内で支給することを株主総会にて決議し、その範囲内で決定しております。

（イ）業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

業績連動報酬（賞与）については、経済情勢、従業員の賃金水準等を考慮するとともに、事業計画の売り上高と営業利益に基づく業績達成度を基準に評価を行ない、総合的に決定しております。当社グループの主たる事業は小売業であり、売上高及び営業利益は当社グループの営業成績を端的に表している指標であると考えております。

（ウ）（ア）（イ）の割合（構成比率）

固定報酬と業績連動報酬（賞与）の支給割合は、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2008年6月26日開催の第35期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。

また、監査役の報酬額は、2008年6月26日開催の第35期定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

（ア）委任を受けた者の氏名並びに当該会社での地位・担当

代表取締役社長木山 剛史

（イ）委任する権限の内容

固定報酬と業績連動報酬（賞与）の個人別の支給金額の決定及び退職慰労金の個人別支給額の決定

(ウ) 権限を委任した理由

当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

(エ) 権限の適切な行使のための措置

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、別途、社外取締役に諮問し答申をえることとし、代表取締役社長が、取締役の報酬等の額の決定過程において、当該答申を尊重し決定されていることから、取締役会はその決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	92 (6)	66 (4)	20 (-)	6 (1)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	11 (4)	10 (4)	- (-)	0 (-)	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
なお、当事業年度の売上高及び営業利益は「1. (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	丸山文夫	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、必要に応じ主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行なう等、取締役としての役割を果たしております。
取締役	苅部世津子	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回出席し、必要に応じ主に靴業界に関するコンサルティングの見地から適宜発言を行なう等、取締役としての役割を果たしております。
取締役	水野純	2022年6月の就任後、12回開催した取締役会のうち11回出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をいかし経営全般にわたり適宜発言を行なう等、取締役としての役割を果たしております。
監査役	大岡秀次郎	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回、監査役会には、16回中15回出席し、必要に応じ主に出身分野である商社での経験、見地から適宜発言を行なっております。
監査役	遠藤恭彦	当事業年度開催の取締役会には、12回中10回、監査役会には、14回中14回出席し、CFE（公認不正検査士）および企業経営の経験、見地から適宜発言を行なっております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第29条の規定に基づき、取締役会の決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当事業年度にかかる報酬等の額	33 百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、2005年6月にコンプライアンス基本方針を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努める。さらに、株主・投資家の皆様への情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努める。

また、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当・不法な要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の議事録や「稟議決裁権限規程」に基づいて決裁された稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき作成し、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態で管理している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、会社が危機に直面したときの対応について、「危機管理規程」を2005年に制定し、代表取締役の下に危機管理体制を構築した。
- ② 代表取締役を最高責任者とし、情報管理責任者を中心に各所管部署長（経理部長、内部監査室長、企画室長、営業担当役員、開発部長、商品部長、総務部長、監査役）で構成される「情報委員会」を原則、月2回開催している。
- ③ 代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行なう。
- ④ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基盤として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② 取締役会決議を必要とする案件については、予め配付された判断資料に基づき、関係する使用人にその説明を求め議論をする。
- ③ 業務執行を担当する取締役は「業務分掌規程」等に定める手続きにより必要な決定を行ない、これらの規程が法令の改廃及び職務執行の効率化の必要のある場合は、随時見直しを行なう。

5. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範としてコンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。

また、コンプライアンス基本方針の徹底を図るため、内部監査室が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、同室を中心に従業員教育を行ない、コンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、当社への事業内容並びに会計記録の定期的な報告を義務付けている。また、当社の取締役を当該子会社の取締役に就任させ、子会社からの重要案件等については、当社も含めて事前協議を行ない、企業グループ全体としての情報共有に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
9. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。
取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役会に報告する。
10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 監査役会は独自に意見を形成するために、社外監査役のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。
 - ② 監査役は、「監査役規程」に基づく独立性と権限により、必要と認めた場合は随時監査役会を開催している。
 - ③ 会計監査人である監査法人から監査役への監査計画及び監査結果に関しての説明会を設ける。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当社の取締役会は、社外取締役3名を選任しており、それぞれ取締役会において発言し、監督機能を果たしております。2022年度は15回開催されております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を選任しており、それぞれ取締役会及び監査役会において発言し、監督機能を果たしております。なお2022年度は16回開催し、監査方針・監査計画の決定から、常勤監査役による監査役往査や経営会議等社内の重要会議出席及び重要書類の確認を行ない情報共有をはかりました。またガバナンス体制の強化に向け、代表取締役、内部監査室、会計監査人との定期的な意見交換会や子会社社長や各取締役の報告聴取を実施しました。

当社の最重要な会議である経営会議には原則として社外取締役1名、常勤監査役1名が出席し、他の社外取締役2名、社外監査役2名にも会議資料を配布し説明を行なっております。2022年度は12回開催しております。

当社は不正や法令違反、会社や社会に損害を及ぼす恐れのある事実を発見するために、2022年6月に改正された公益通報者保護法に沿って、内部通報制度として外部通報窓口を設置し、周知しております。2022年度は重要な案件はありませんでした。

(注) 本事業報告中の記載金額はすべて消費税等抜きで表示しており、また表示単位未満の端数は切り捨て、比率については四捨五入としております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,075,041	流動負債	9,302,427
現金及び預金	2,444,594	支払手形及び買掛金	3,212,362
受取手形及び売掛金	4,296,221	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	13,038,511	1年内償還予定の社債	1,500,000
原材料及び貯蔵品	33,239	リース債務	217,142
その他	262,474	未払法人税等	615,301
		賞与引当金	344,206
		役員賞与引当金	36,960
		株主優待引当金	34,374
		その他	2,342,079
固定資産	19,067,528	固定負債	3,921,324
有形固定資産	6,084,357	長期借入金	280,000
建物及び構築物	3,292,650	リース債務	309,770
土地	2,112,068	退職給付に係る負債	1,397,365
リース資産	418,819	役員退職慰労引当金	183,017
その他	260,818	繰延税金負債	8,992
		資産除去債務	1,395,759
		その他	346,419
無形固定資産	254,220	負債合計	13,223,751
ソフトウェア	72,770	(純資産の部)	
のれん	163,132	株主資本	25,971,605
電話加入権	8,868	資本金	2,986,400
その他	9,447	資本剰余金	4,569,597
		利益剰余金	18,898,821
投資その他の資産	12,728,950	自己株式	△483,213
投資有価証券	4,422,783	その他の包括利益累計額	△52,787
退職給付に係る資産	41,749	その他有価証券評価差額金	10,188
繰延税金資産	1,938,913	退職給付に係る調整累計額	△62,976
敷金及び保証金	5,886,700		
その他	438,802	純資産合計	25,918,817
		負債純資産合計	39,142,569
資産合計	39,142,569		

連結損益計算書

(自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		47,236,678
売上原価		24,011,977
売上総利益		23,224,701
販売費及び一般管理費		20,740,488
営業利益		2,484,212
営業外収益		
受取利息及び配当金	84,219	
受取補助金	76,918	
補足の収入	7,509	
その他	58,125	226,773
営業外費用		
支払利息	33,450	
支払保証料	5,138	
その他	5,857	44,446
経常利益		2,666,539
特別損失		
固定資産除却損	42,858	
店舗閉鎖損	4,562	
減損損	270,093	317,514
税金等調整前当期純利益		2,349,025
法人税、住民税及び事業税	665,850	
法人税等調整額	392,013	1,057,864
当期純利益		1,291,161
親会社株主に帰属する当期純利益		1,291,161

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	2,986,400	4,569,597	18,054,719	△483,076	25,127,640
会計方針の変更による累積的影響額			△11,209		△11,209
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,986,400	4,569,597	18,043,509	△483,076	25,116,431
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△435,848		△435,848
親会社株主に帰属する当期純利益			1,291,161		1,291,161
自己株式の取得				△137	△137
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	855,312	△137	855,174
2023年3月31日残高	2,986,400	4,569,597	18,898,821	△483,213	25,971,605

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2022年4月1日残高	111,277	△140,561	△29,283	25,098,356
会計方針の変更による累積的影響額				△11,209
会計方針の変更を反映した当期首残高	111,277	△140,561	△29,283	25,087,147
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△435,848
親会社株主に帰属する当期純利益				1,291,161
自己株式の取得				△137
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△101,088	77,584	△23,504	△23,504
連結会計年度中の変動額合計	△101,088	77,584	△23,504	831,670
2023年3月31日残高	10,188	△62,976	△52,787	25,918,817

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称 株式会社東京デリカ アイシン通商株式会社 ロジェールジャパン株式会社
株式会社カーニバルカンパニー 株式会社三香堂 株式会社ギアーズジャム

2022年10月3日付で株式会社ギアーズジャムの株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2022年10月31日としているため、同社の2022年11月1日以降の損益計算書を連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社ギアーズジャムは、決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

主として、下記の評価方法を採用しております。

- a 商品及び製品 … 主として売価還元法による原価法
- b 原 材 料 … 移動平均法による原価法
- c 貯 蔵 品 … 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 … 定率法

(リース資産を除く) ただし、不動産賃貸事業用建物（一部本社使用）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 … ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 … リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金 … 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金 … 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 株主優待引当金 … 株主優待制度に基づき、将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

② 収益及び費用の計上基準

商品の販売

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に鞆、袋物及び雑貨等の商品の販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

百貨店等における消化仕入型販売取引については、当該取引における当社グループの役割が本人に該当することから、総額で収益を認識しております。

他社が運営するポイント制度に基づき、売上時に付与するポイントについては、顧客から受け取る額から他社へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

出荷を伴う商品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

〔会計方針の変更〕

（棚卸資産の評価方法の変更）

従来、一部の連結子会社は、商品に係る評価方法について、最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用していましたが、当連結会計年度の期首より、移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)に変更しております。

この変更は、在庫管理システムの再構築を契機に、より適正な期間損益計算を行なうことを目的としたものであります。

過年度に関する商品の評価の算定に必要なデータが一部入手不可能であり、前連結会計年度の期首における移動平均法を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは実務上不可能であるため、移動平均法に基づく当連結会計年度の期首の商品の帳簿価額と、前連結会計年度の期末における商品の帳簿価額の差額を基に算定した累積的影響額を、当連結会計年度の期首残高に反映しております。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高は11,209千円減少しております。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 固定資産の減損損失

(1)当連結会計年度計上額

有形固定資産	連結貸借対照表計上額	6,084,357千円
うち、株式会社東京デリカ	店舗固定資産 (569店舗)	2,166,359千円
減損損失	連結損益計算書計上額	270,093千円
うち、株式会社東京デリカ	減損損失計上額 (119店舗)	259,375千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

店舗固定資産については、店舗ごとに資産のグルーピングを行ない、減損の兆候の有無を把握しております。減損の兆候があると判定された資産グループについては、減損損失の認識の要否判定のために、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。この結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が店舗固定資産の帳簿価額を下回ると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、各店舗の売上高や売上原価並びに賃料見込みの主要な仮定が含まれております。これらの主要な仮定は、今後の個人消費動向や賃料条件を含む市場の動向の影響を受け、高い不確実性を伴うことから、これらの判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。また、回収可能価額の算定に用いる割引後将来キャッシュ・フローには、割引率の仮定が含まれております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識後、各店舗固定資産の回収可能価額はその帳簿価額と同額となっておりますが、主要な仮定が悪化するとさらなる減損損失が生じることになります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度計上額

繰延税金資産 連結貸借対照表計上額 1,938,913千円
うち、株式会社東京デリカ 計上額 1,383,326千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日）」に定める企業の分類に基づき、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

②見積りに用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性のスケジューリングにおいて使用する将来の課税所得の発生額の見積りには、将来の一定期間の業績予想を基礎とした、各店舗の売上高や売上原価並びに賃料見込みの主要な仮定が含まれております。これらの主要な仮定は、今後の個人消費動向や賃料条件を含む市場の動向の影響を受け、高い不確実性を伴うことから、これらの判断が将来の課税所得の発生額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

実際の課税所得の発生額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【会計上の見積りの変更】

当連結会計年度において、店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等として計上している資産除去債務について、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を国債利回り0.784%で割り引き、変更前の資産除去債務残高に631,404千円加算しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 7,468,948千円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	29,859,900	－	－	29,859,900

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	435,848	15.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 653,768千円
- ② 1株当たり配当額 22円50銭
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、原則として預金や有価証券等に限定しており、元本が保証されるか若しくはそれに準じる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。また、資金調達については、私募債及び銀行借入がありますが、設備資金は主としてリース及び割賦による資金調達を行っております。

売上債権に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に基づきリスク低減を図っております。また、投資有価証券は債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

資金調達に係る流動性リスクは、手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支の見込みを作成して管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	4,422,783	4,422,783	－
(2) 敷金及び保証金	5,886,700	5,346,336	△540,364
資産計	10,309,483	9,769,119	△540,364
(1) 社債（*1）	1,500,000	1,500,000	－
(2) 長期借入金	280,000	278,374	△1,625
(3) リース債務（*1）	526,913	520,953	△5,960
負債計	2,306,913	2,299,328	△7,585

(*1) 1年内の金額を含めております。

(*2) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、並びに「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
債券(社債)	—	4,422,783	—	4,422,783
資産計	—	4,422,783	—	4,422,783

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	5,346,336	—	5,346,336
資産計	—	5,346,336	—	5,346,336
社債	—	1,500,000	—	1,500,000
長期借入金	—	278,374	—	278,374
リース債務	—	520,953	—	520,953
負債計	—	2,299,328	—	2,299,328

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

債券（社債）は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している債券（社債）は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、長期の市場金利に差入先の信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、変動金利により、短期間で市場金利を反映し、契約上の金額は時価に近似しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都及び千葉県において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）や賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,125,636	1,490,332

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む）であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

顧客との契約から生じる収益	47,072,034
その他の収益	164,643
合計	47,236,678

上記の顧客との契約から生じる収益は、すべて一時点で移転される財に関するものであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	24,469
売掛金	3,621,476
	3,645,946
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形	34,368
売掛金	4,261,852
	4,296,221

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 892円02銭
- 1株当たり当期純利益 44円44銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

連結子会社間の合併

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、2023年7月1日を効力発生日として、当社連結子会社である株式会社東京デリカを存続会社、同じく当社連結子会社である株式会社カーニバルカンパニーを消滅会社とする吸収合併を行なうことを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	株式会社東京デリカ
事業の内容	鞆・袋物及び財布・雑貨類の小売販売
被結合企業の名称	株式会社カーニバルカンパニー
事業の内容	アクセサリ・雑貨の小売販売

(2) 企業結合日

2023年7月1日

- (3) 企業結合の法的形式
株式会社東京デリカを存続会社とし、株式会社カーニバルカンパニーを消滅会社とする吸収合併
- (4) 結合後企業の名称
株式会社東京デリカ
- (5) その他取引の概要に関する事項
両子会社の経営資源を統合して、経営の効率化を図り、当社グループの企業価値を向上させるため。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行なう予定であります。

〔企業結合等に関する注記〕

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社ギアーズジャム
事業の内容 メンズバッグ、財布、雑貨等の小売販売
- (2) 企業結合を行なった主な理由
出店の機会の増加、品揃えの一層の拡充、売上高の伸長等による事業拡大のため。
- (3) 企業結合日
2022年10月3日（株式取得日）
2022年10月31日（みなし取得日）
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称
名称の変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年11月1日から2023年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内容

取得の対価	現金	147,689千円
取得原価		147,689千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 5,500千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

164,506千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 338,721千円

固定資産 163,982千円

資産合計 502,704千円

流動負債 239,437千円

固定負債 280,084千円

負債合計 519,521千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【その他の注記】

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,423,873	流動負債	1,940,138
現金及び預金	1,254,380	短期借入金	1,000,000
関係会社短期貸付金	8,200,000	未払費用	264,625
関係会社未収入金	949,982	未払法人税等	387,161
未収入金	224	未払消費税等	103,845
その他	18,999	預り金	11,250
		前受収益	85,152
固定資産	9,672,014	賞与引当金	16,861
有形固定資産	3,064,350	役員賞与引当金	16,753
建物	1,156,938	株主優待引当金	20,114
構築物	103,191	固定負債	1,507,682
機械及び装置	12,858	退職給付引当金	1,283,813
車両運搬具	1,897	役員退職慰労引当金	138,187
工具、器具及び備品	13,779	その他	85,682
土地	1,775,685	負債合計	3,447,821
無形固定資産	9,212	(純資産の部)	
ソフトウェア	631	株主資本	16,626,766
電話加入権	8,115	資本金	2,986,400
水道施設利用権	466	資本剰余金	4,569,597
投資その他の資産	6,598,451	資本準備金	4,176,790
投資有価証券	4,039,770	その他資本剰余金	392,807
関係会社株式	1,461,609	利益剰余金	9,553,982
出資	1,050	利益準備金	127,000
関係会社長期貸付金	260,000	その他利益剰余金	9,426,982
敷金及び保証金	1,894	別途積立金	8,100,000
長期前払費用	7,528	繰越利益剰余金	1,326,982
前払年金費用	86,823	自己株式	△483,213
繰延税金資産	658,643	評価・換算差額等	21,299
その他	275,730	その他有価証券評価差額金	21,299
貸倒引当金	△194,598	純資産合計	16,648,066
資産合計	20,095,887	負債純資産合計	20,095,887

損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		1,045,935
一般管理費	784,449	
不動産賃貸	91,688	876,137
営業利益		169,798
受取利息及び配当	116,335	
その他	6,985	123,321
営業外費用		
支払利息	4,049	
その他	3,014	7,064
経常利益		286,055
特別損失		
減損損失	7,169	7,169
税引前当期純利益		278,885
法人税、住民税及び事業税	153,747	
法人税等調整額	△40,752	112,995
当期純利益		165,890

株主資本等変動計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
2022年 4月 1日残高	2,986,400	4,176,790	392,807	4,569,597	127,000	8,100,000	1,596,940	9,823,940
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△435,848	△435,848
当 期 純 利 益							165,890	165,890
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△269,958	△269,958
2023年 3月 31日残高	2,986,400	4,176,790	392,807	4,569,597	127,000	8,100,000	1,326,982	9,553,982

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2022年 4月 1日残高	△483,076	16,896,862	109,495	17,006,357
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△435,848		△435,848
当 期 純 利 益		165,890		165,890
自己株式の取得	△137	△137		△137
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△88,195	△88,195
事業年度中の変動額合計	△137	△270,095	△88,195	△358,291
2023年 3月 31日残高	△483,213	16,626,766	21,299	16,648,066

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 … 定率法

ただし、不動産賃貸事業用の建物（一部本社使用）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産 … ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用 … 均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金 … 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 … 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- (4) 株主優待引当金 … 株主優待制度に基づき、将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、当社の主な収益は子会社からの経営管理料であります。経営管理料については、子会社に対して、契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

【貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額	909,759千円
----------------	-----------

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	881,292千円
営業取引（支出分）	7,204千円
営業取引以外の取引（収入分）	36,368千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	803,314	200	－	803,514

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 200株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	393,103千円
賞与引当金	5,129千円
未払事業税	10,584千円
役員退職慰労引当金	42,313千円
子会社株式	215,900千円
貸倒引当金	59,586千円
その他	30,659千円
繰延税金資産小計	757,277千円
評価性引当額	△62,648千円
繰延税金資産合計	694,629千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△9,400千円
前払年金費用	△26,585千円
繰延税金負債合計	△35,985千円
繰延税金資産の純額	658,643千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)東京デリカ	所有 直接100%	資金の貸付 業務受託等 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社 短期貸付金	8,000,000
				利息の受取	35,035	—	—
				業務受託料 の受取等	881,292	関係会社 未収入金	948,894
				出向者に係 る人件費等 の立替	8,005,119		
子会社	(株)カーニバル カンパニー	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	260,000
				利息の受取	1,138	—	—
子会社	(株)ギアーズジ ャム	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	200,000	関係会社 短期貸付金	200,000
				利息の受取	194	—	—

(注) 1. 価格その他の取引条件は市場実勢を参考に、価格交渉の上で決定しております。

2. 貸付金利の利率については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 572円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 5円71銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

連結子会社間の合併

連結計算書類の連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔企業結合等に関する注記〕

取得による企業結合

連結計算書類の連結注記表「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔その他の注記〕

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社サックスパー ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川又 恭子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サックスパー ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サックスパー ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社サックスパー ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川又 恭子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サックスパー ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また代表取締役会長、社長との意見交換会等を定期的実施する等、情報の共有及び提言等に努めました。子会社については、各会社の社長や兼務する取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、リスクマネジメント体制を含めたグループ内部統制の整備運用状況等を当年度の重点監査項目に掲げ、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社サックスパー ホールディングス 監査役会

常勤監査役 嶋 村 毅 ㊟

社外監査役 大 岡 秀次郎 ㊟

社外監査役 遠 藤 恭 彦 ㊟

(注) 1.監査役大岡秀次郎、監査役遠藤恭彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題の一つと考えております。企業経営基盤を強化し、新たな事業展開に必要な資金の内部留保に努めつつ、安定的・漸増的な配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当及び剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき22円50銭
総額653,768,685円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月28日

2. その他剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 500,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社に移行することといたしました。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行なうものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行にあたり、社外取締役以外の業務執行を行なわない取締役につきましても期待される役割を十分に発揮できるようにするため、これらの取締役との間でも責任限定契約を締結することができるように、同契約に関する規定の変更を行なうものであります。なお、現行定款第32条の変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p>2. 当社の <u>監査等委員である取締役</u> (以下、「<u>監査等委員</u>という。) は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第31条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第33条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第32条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第34条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数) 第34条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任) 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(補欠監査役の選任決議の効力) 第37条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集者) 第38条 監査役会は、各監査役が招集する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>(常勤監査役) 第40条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤監査等委員) 第36条 監査等委員は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第41条 監査役会は、法令または定款の定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。 2. 前項の決定は、監査役の権限の行使を妨げない。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第43条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第44条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第45条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第47条～第49条（条文省略）</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第37条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。 (監査等委員会の議事録)</p> <p>第38条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 (監査等委員会規程)</p> <p>第39条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第40条～第42条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第50条 (条文省略) (剰余金の配当等)</p> <p>第51条 当会社の剰余金の配当 (以下「配当金」という。) は、<u>毎決算期における株主名簿に記載または記録された最終の株主</u>もしくは登録株式質権者に支払う。</p> <p>第52条 (条文省略) (配当金の除斥期間等)</p> <p>第53条 当会社の配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。 2. 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第44条 (現行どおり) (剰余金の配当等)</p> <p>第45条 当会社の剰余金の配当 (以下「<u>期末配当金</u>」という。) は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主</u>もしくは登録株式質権者に支払う。</p> <p>第46条 (現行どおり) (配当金の除斥期間等)</p> <p>第47条 当会社の<u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。 2. 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>1 <u>当会社は、第50期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第50期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第46条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

きやま しげとし
木山 茂年

(1942年3月5日生)

再任



所有する当社株式の数
761,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1969年3月 資丸二商会（当社の前身）入社
- 1974年8月 当社設立代表取締役社長
- 2012年6月 当社代表取締役会長（現任）
- 2014年5月 ㈱東京デリカ代表取締役会長（現任）
- 2015年1月 ㈱カーニバルカンパニー監査役（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたる当社の経営者としての豊富な経験と知見を有し、グループ全体の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

2

きやま たけし
木山 剛史

(1966年7月30日生)

再任



所有する当社株式の数
550,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
1998年4月 当社第3販売部長
1999年6月 同取締役
2007年6月 同常務取締役
2010年3月 同第3商品部長
2012年6月 同代表取締役社長（現任）
2012年10月 アイシン通商(株)取締役（現任）
2012年10月 ロジェールジャパン(株)取締役（現任）
2014年5月 (株)東京デリカ代表取締役社長（現任）
2015年1月 (株)カーニバルカンパニー取締役（現任）
2019年7月 (株)三香堂代表取締役（現任）
2022年10月 (株)ギアーズジャム代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社および当社グループの経営者として事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

3

や ま だ
山 田

よ う
陽

(1960年5月1日生)

再 任



所有する当社株式の数
105,692株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年3月 当社入社
1988年12月 同社長室長
1992年4月 同管理部長（現任）
1992年6月 同取締役
2004年6月 同常務取締役（現任）
2014年5月 (株)東京デリカ取締役（現任）
2015年1月 (株)カーニバルカンパニー代表取締役（現任）
2019年6月 アイシン通商(株)取締役（現任）
2019年6月 ロジェールジャパン(株)取締役（現任）
2019年7月 (株)三香堂監査役（現任）
2022年10月 (株)ギアーズジャム取締役（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループの経営、管理全般に関し豊富な経験と知見を有し、担当事業を円滑に進めるとともに、担当事業の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

4

た む ら
田 村

す み お
純 男

(1957年8月21日生)

再 任



所有する当社株式の数
17,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年3月 当社入社
1991年5月 同人事課長
2009年4月 同総務部長（現任）
2015年6月 (株)東京デリカ取締役（現任）
2015年6月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループの人事、総務全般に関し豊富な経験と知見を有し、担当事業を円滑に進めるとともに、担当事業の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

5

こじま やすひろ
小島 康弘

(1971年6月30日生)

再任



所有する当社株式の数
12,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年11月 当社入社
2012年5月 同第3販売部長
2014年4月 同第2販売部長兼第3商品部長
2014年5月 (株)東京デリカ第2販売部長兼第3商品部長
2015年5月 同首都圏統括部長
2015年6月 同取締役(現任)
2015年6月 当社取締役(現任)
2019年6月 (株)東京デリカ東日本統括部長兼商品部統括部長(現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有し、担当事業を円滑に進めるとともに、担当事業の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

6

たしろ ひろやす
田代 博泰

(1974年2月22日生)

再任



所有する当社株式の数
3,250株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年7月 当社入社
2012年5月 同第5販売部長
2014年10月 (株)東京デリカ第5販売部長(現任)
2019年6月 同取締役西日本統括部長(現任)
2019年6月 当社取締役(現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有し、担当事業を円滑に進めるとともに、担当事業の監督を適切に行なうことができると判断したためであります。

候補者番号

7

まるやま ふみお
丸山 文夫

(1957年2月15日生)

再任

独立役員

社外



所有する当社株式の数
4,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 (株)天野食品入社
1983年 8月 (株)日本税経研究会入社
1985年 5月 税理士登録
1985年11月 丸山文夫税理士事務所所長 (現任)
2010年 6月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

丸山文夫氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的な知識、実務経験を有しております。この点から引き続き社外取締役として客観的、専門的な視点から当社の経営に対し業務執行の監督並びに企業価値向上に重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2010年6月より当社社外取締役をつとめており、その就任期間は本総会終結の時をもって13年となります。



所有する当社株式の数
11,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年 1月 簿丸二商会（当社の前身）入社
- 1985年 5月 ㈱東京デリカ（現当社）退社
- 1989年10月 セツプランニング主宰（現任）
- 2015年 6月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

苅部世津子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる鞆・袋物業界のコンサルタントとしての専門的な知識、実務経験を有しており、経営体制に関する助言をいただいております。この点から引き続き社外取締役として当社の業務執行の監督並びに企業価値向上に重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2015年6月より当社社外取締役をつとめており、その就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丸山文夫氏、苅部世津子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、丸山文夫氏、苅部世津子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、丸山文夫氏、苅部世津子氏とのあいだで、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規程する最低責任限度額としております。2名の選任が承認されましたら同契約を継続いたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関して重大な責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

しまむら たけし
嶋村 毅

(1956年10月30日生)

新任



所有する当社株式の数
14,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年 3月 当社入社
- 2011年 11月 (株)東京デリカ第1販売部次長
- 2012年 5月 同第1販売部長
- 2021年 6月 当社監査役（現任）
- 2021年 6月 (株)東京デリカ監査役（現任）
- 2021年 6月 アイシン通商(株)監査役（現任）
- 2021年 6月 ロジェールジャパン(株)監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

長年にわたる当社および当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有し、当社における経営上の意思決定や業務の執行状況に関し、適正な監査・監督を遂行できると判断したためであります。



所有する当社株式の数
500株

略歴、地位および担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 新日本証券(株) (現みずほ証券(株)) 入社
- 2001年 5月 新光証券(株) (現みずほ証券(株)) 熊本支店長
- 2009年 5月 みずほ証券(株)執行役員投資銀行グループ担当
- 2011年 4月 同常務執行役員投資銀行グループ、企業推進グループ担当
- 2012年 5月 (株)みずほ証券リサーチ&コンサルティング (現(株)日本投資環境研究所)
取締役専務執行役員
- 2018年 6月 平田機工(株)監査役 (現任)
- 2020年 6月 エステールホールディングス(株)監査役 (現任)
- 2021年 6月 CFE (公認不正検査士) 登録
- 2022年 4月 当社仮監査役
- 2022年 6月 同監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

遠藤恭彦氏は、CFE (公認不正検査士) としての専門的な知見および株式や経営に関する豊富な経験や見識を有しており、適切な経営体制についてご意見をいただいております。独立した立場から客観的な視点での適切な監査・監督により、当社の経営体制の強化に資する役割を果たしていただけるものと期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は2022年6月より当社社外監査役をつとめており、その就任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。

候補者番号

3

みずの
水野

じゅん
純

(1961年3月9日生)

新任 独立役員 社外



所有する当社株式の数
14,050株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 (株)鈴丹入社
- 1986年9月 (株)パスポート入社
- 1987年4月 (株)パスポートライフ取締役
- 1988年11月 (株)パスポート取締役
- 2000年5月 同代表取締役
- 2002年5月 同代表取締役社長
- 2004年10月 (株)SPL代表取締役社長
- 2017年10月 (株)パスポートライフ代表取締役 (現任)
- 2022年6月 当社取締役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

水野純氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験や見識を活かし、経営に対する助言や指導をいただいております。独立した立場からこれらの豊富な経験と知識を当社の経営の監査・監督に反映していただけることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は2022年6月より当社社外取締役をつとめており、その就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 遠藤恭彦氏、水野純氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、遠藤恭彦氏、水野純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 3. 嶋村毅氏の選任が承認された場合、当社は、嶋村毅氏とのあいだで、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規程する最低責任限度額といたします。
 4. 当社は、遠藤恭彦氏、水野純氏とのあいだで、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規程する最低責任限度額としております。2名の選任が承認されましたら同契約を継続いたします。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関して重大な責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2008年6月26日開催の第35回定時株主総会において年額1億5千万円以内とご決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1億5千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたします。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項については、本事業報告13頁に記載のとおりであります。本総会終結後に監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の読み替え等の変更を予定しております。本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額2,400万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額的水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

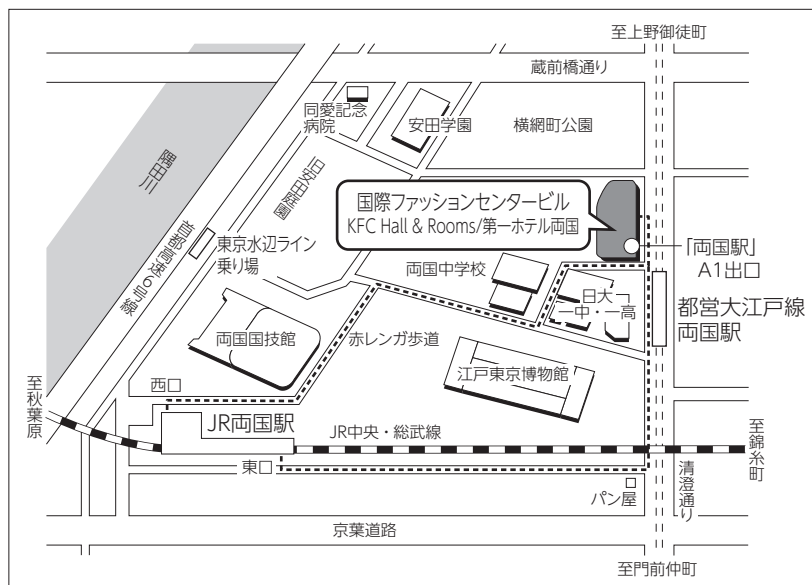
第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

株主総会会場ご案内図

国際ファッションセンタービル3階 KFC Hall

東京都墨田区横網一丁目6番1号
電話 (03) 5610-5801 (代表)



- <最寄駅> 地下鉄（大江戸線） 両国駅A1出口に直結
JR（中央・総武線）両国駅
- ・東口改札より 改札を出て左折。線路沿い直進し、突き当たり（清澄通り）を左折。徒歩6分。
 - ・西口改札より 両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路（赤レンガ）に沿って徒歩7分。